

対日投資の拡大に向けて

2013年10月

ジェトロ対日投資部

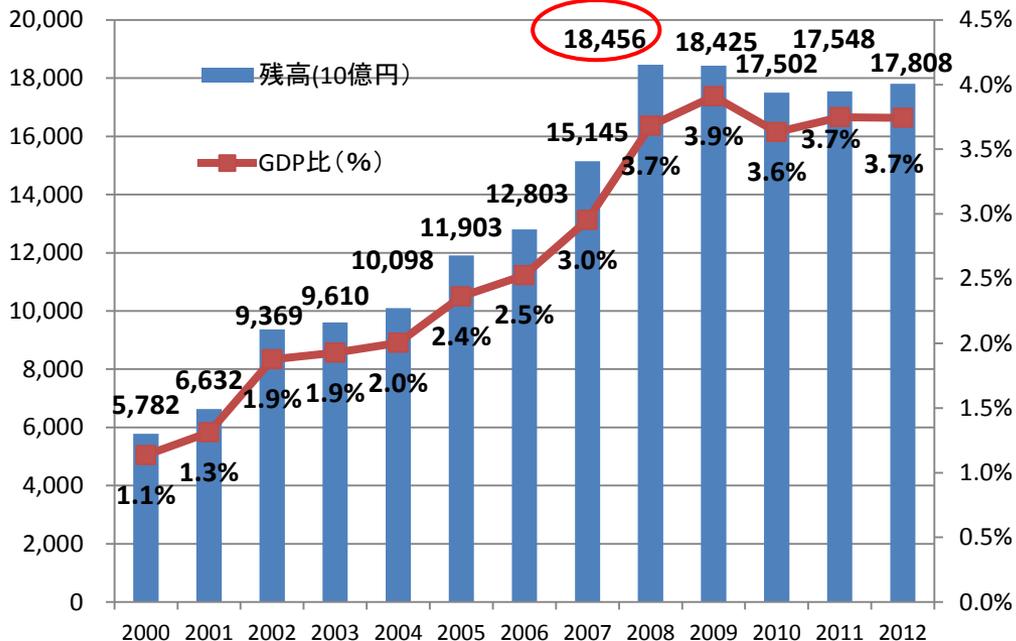
目次

- 1. 日本における投資阻害要因と外国企業の声
- 2. 対日投資全般に関わる要望(法人登記制度)
- 3. 業種別の要望(医療、通信・IT分野)

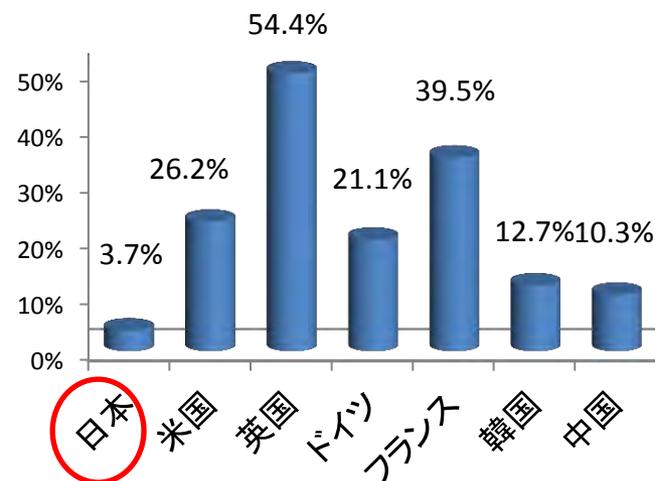
本資料は、日常の外国企業誘致活動を通じてJETROに届く声、JETROが実施した投資阻害要因に関するアンケート調査(2013年4月発表)、JETRO対日投資促進会議(2013年9月)でのACCJ・EBC関係者からの提案等に基づいています。

- ✓ 対日投資は2008年をピークに減少傾向。また、諸外国と比較してもそのレベルは低い。
- ✓ 生産性の向上・雇用拡大のため、更なる対日投資が必要。

対日直接投資残高(GDP比率)の推移



主要各国の対内直接投資残高GDP比率(2012年)



出所: UNCTAD: "World Investment Report 2013", FDI database
「本邦対外資産負債残高」(財務省)、「国民経済計算」(内閣府)

▶ 日本は、UNCTAD統計記載187カ国・地域中183位。



【政府目標】

▶ 2013年6月設定: 2020年における対内直接投資残高を倍増(35兆円)

◇ 新たな成長戦略 ～抜粋～

三. 国際展開戦略

3. 我が国の成長を支える資金・人材等に関する基盤の整備

① 対内直接投資の活性化

(中略)

○ 政府の外国企業誘致・支援体制の抜本強化

- ・グローバル企業のエグゼクティブ層と同等の目線に立ち、個社の経営戦略を踏まえて有望な外国企業を発掘・誘致するため、JETROにおける産業スペシャリスト機能の強化、グローバル企業向けの支援措置の整備等を通じて誘致体制を強化する。
- ・我が国への投資計画の策定に必要な制度・行政手続等に関する相談や規制改革要望をJETROが一括して受け付け、関係府省庁との連携のもとに個別に対応するなど、外国企業に対する包括的なサポート体制を強化する。

◇ ジェトロの現状の取り組み

- 外国企業誘致の中核機関として、経済波及効果の高い案件の誘致に取り組む。中でも、アジア地域統括拠点・研究開発拠点、重点分野(環境・新エネルギー、医療、観光など)・雇用効果の高い案件の国内立地促進に取り組む。これまでに1万社以上の海外企業の対日プロジェクトを支援し、1,000社を超える企業を誘致。

【対日投資・ビジネスサポートセンター (IBSC)】

- 日本に拠点のない外国企業のオフィススペースとして、主要都市6カ所(東京、横浜、名古屋、大阪、神戸、福岡)に設置。
- 経験豊かな専属スタッフや専門家が個別企業に応じたコンサルテーション等を実施。



テンポラリーオフィスの提供

【海外での活動】

- 海外展示会訪問や個別に企業訪問等を通じ、重点産業(環境・新エネルギー、医療、観光など)等の有望外国企業の発掘、進出アドバイス等の支援を実施。
- 外国企業に対し、日本市場の魅力等の情報発信を行い、対日投資の関心を喚起。
- 対日進出案件の発掘に欧州主要国の貿易振興機関等の外部との協力関係を強化。

【アジア拠点化立地推進事業】 (立地補助金)

- 国内に統括拠点又は研究開発拠点の整備事業を行う外国企業に対し、事業費の一部を補助。これまで案件の公募、審査、採択、補助金交付等を実施し、2012年度までに19件を採択。

(注：2013年度から経産省が公募等を実施)

【調査・政策提言】

- 既進出外国企業より、わが国の投資環境に関する声を集約、関係省庁等に対しインプット。

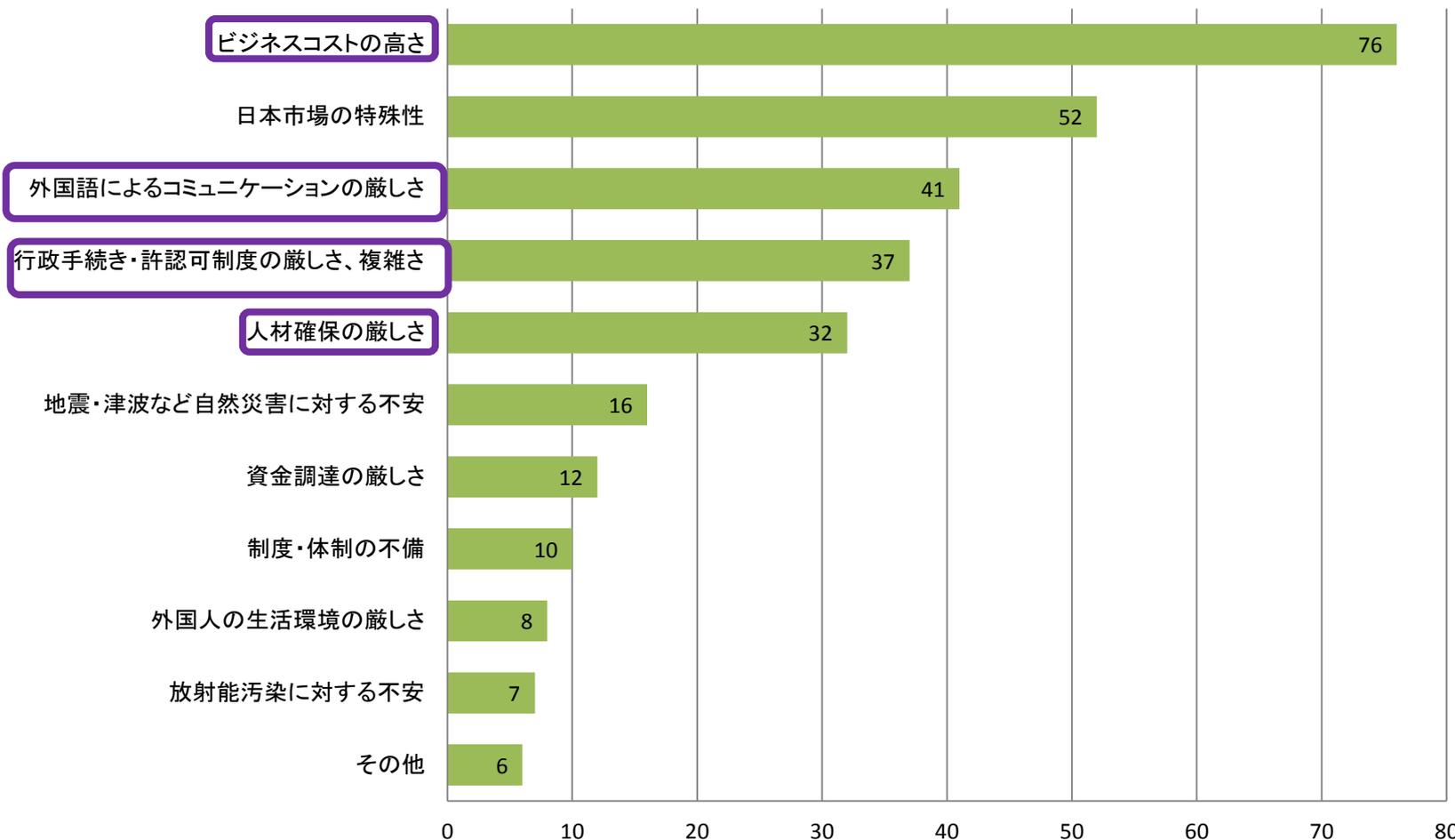
1. - (1) 日本における投資阻害要因と外国企業の声

✓ 日本のビジネス環境改善に向け、投資環境の阻害要因に関する外国企業の声を集約。JETROが支援して日本に進出した外国企業1,048社のうち、捕捉可能な540社に対しアンケート調査を2013年2月から3月にかけて実施し、102社から回答を得た。

日本の投資環境の阻害要因

(上位4項目選択)

(単位:社)



(複数回答有)

1. - (2) 日本における投資阻害要因と外国企業の声

法人税・インセンティブ(補助金)

- 法人実効税率が他国と比べて高い。
(機械／欧州)
- 法人実効税率等、コストが高い日本では採算確保が困難。
(機械／北米)
- アジア拠点化法における法人税の減免幅を拡大して欲しい。
(医療／アジア大洋州)
- 補助対象となる経費の範囲が小さい。
(自動車部品／北米)
- 補助金額が各国と比べて格段に小さい。
(化学品／北米)
- 補助金の公募期間を長くして欲しい。
(医療／欧州)
- 補助金の応募に関し自社の立地計画が、定められた事業執行期間と合致しないので、公募期間制限を無くして欲しい。
(化学品／欧州)

法人登記

- 日本法人設立当初から、非居住者である米国人が代表取締役に就任できないことは不便。
(情報通信／北米)
- 日本法人設立に際し、日本在住の代表取締役を探すことが困難。
(情報通信／北米)
- 不特定多数がアクセスできる登記簿に、代表取締役個人の住所が記載されるのは、セキュリティ上問題がある。
(ソフトウェア／北米)

行政手続き

- 諸手続きが複雑で分かりにくい。
(小売／北米)
- 行政手続きが必要以上に煩雑。
(ソフトウェア／欧州)
- 日本語ができなければ官公庁・地方自治体等の調達に参加しにくい。
(環境／欧州)
- 行政手続きに必要な書類が、全て日本語であるため不便。
(ソフトウェア／欧州)

1. – (3) 日本における投資阻害要因と外国企業の声

人材確保

- 英語が話せる人材の確保が難しい。
(ソフトウェア／アジア大洋州)
- 英語が話せるエンジニアがいない。
(ソフトウェア／アジア大洋州)
- 技術職・専門職プラス英語となると、極端に人材の幅が狭い。
(環境エネルギー／欧州)
- 日本法人(または支店)を設立するまでは、人材斡旋会社・人材紹介会社による人材斡旋に制限があるため、法人等設立後の事業開始が遅れる。
(飲食サービス／北米)

業種別規制等

医療分野

- 体外診断薬について、米国の治験データを使わせて欲しい。
(医薬品／北米)
- 稀少疾病治療薬の治験コストが高すぎ、時間もかかる。
(医薬品／北米)
- 日本の医療機器規制は国際化していない。
(医療機器／北米)
- 医薬品・医療機器を日本で販売する際、薬事法上、総括製造販売責任者等を3名雇用することが義務付けられているが、人材不足により雇用が困難。
(医療／欧州)

通信・IT分野

- 携帯電話等端末の販売の際、国際規格で承認を得ている場合は、日本でも認めて欲しい。
(通信／アジア大洋州)
- ワイヤレス機器の販売において、日本独自の基準認証がコスト・時間の面で大きな負担。
(通信機器／アジア大洋州)

1.-(4) 在日外国商工会議所からの要望

在日米国商工会議所 (ACCJ) より、ジェトロ対日投資促進本部等を通じ、次のような要望が寄せられている。

○日本の上場企業のコーポレート・ガバナンスの改革

社外取締役の採用推進。

(ジェトロ対日投資促進本部、2013年9月)

「上場企業の取締役の少なくとも3分の1を独立社外取締役とする」等を含む、会社法の改正。(ACCJプレスリリース、2013年5月)

○労働流動性の向上

新規の人材雇用を容易にする。

(ジェトロ対日投資促進本部、2013年9月)

派遣労働に関する規制緩和、セーフティネットの強化等。

(ACCJ成長戦略タスクフォース報告書)

1.-(5) 日本における投資阻害要因と外国企業の声

必要な施策の具体的内容例

1. 税制・財務上の措置

- (1) 法人実効税率の引き下げ
- (2) 外国人向け法人税の特別減免措置の拡大
- (3) 立地補助金の充実

2. 法人登記制度改善措置

- (4) 法人登記制度の要件緩和

3. 人材確保の難しさの解消

- (5) グローバル人材の育成
- (6) 海外の高度人材の流入促進

4. 規制緩和措置

- (7) 各業種における規制緩和
 - ① 医薬品・医療機器における相互承認の推進・審査の迅速化
 - ② 通信分野における相互承認の推進

5. 誘致機能・体制の強化

- (8) ワンストップ機能の体制強化
- (9) 対日投資を歓迎する情報発信の強化

2.-(1) 対日投資全般に関わる要望(法人登記制度)

現状

日本で子会社の設立を行うにあたり、日本における代表者のうち、少なくとも1名は日本に住所を有している者であることが必要だが、日本における代表者になる予定の外国人が就労ビザ(投資経営ビザ)を取得する(これによって日本の住所を得る)ためには、原則、日本の子会社の登記事項証明書が必要となる。すなわち、子会社を設立するためには就労ビザが必要で、就労ビザを得るためには就労先である子会社の登記事項証明書が必要なため、本国から派遣する外国人だけで日本における子会社の代表者を構成しようとする場合は、当該子会社を設立することができない。

※根拠法令

○外国企業の支店設立の際の代表者の日本居住要件：
会社法817条第1項(外国会社の日本における代表者)

○法人設立の際の、代表者の日本居住要件：
昭和59年9月26日付民四第4974号民事局第四課長回答

○入管法 「出入国管理及び難民認定法施行規則」の別表三 等

2.-(2) 対日投資全般に関わる要望(法人登記制度)

～諸外国では～

米国(※)・英国・フランス・ドイツ等の欧米主要国では、法人設立を行う際に、現地居住者である代表を1名以上置く必要があるといった条件はない。

※ニューヨーク州、デラウェア州、カリフォルニア州等



解決策(案)

- ①日本に住所を有さない外国人のみを代表者とする会社登記を可能とする。
- ②就労ビザの申請者のうち新たに会社を設立する場合は登記事項証明書の事後提出を認める。
- ③新会社設立準備のためのビザを新設する。

3.- (1) 業種別の要望(医療分野)

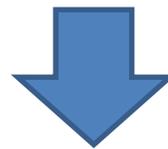
現状(医療分野)

- 医療品・医療機器の製造販売に必要な治験(臨床試験の実施の基準に関する省令)について、ICH-E5ガイドラインに基づく厚生労働省通知により外国臨床データの使用が可能となっているが、類似性の証明や和訳の添付が必要となる等、ハードルが高い(韓国など、FDAデータの使用が一部認められている国もある)。

※根拠法令

ICH-E5ガイドラインに基づく「外国臨床データを受け入れる際に考慮すべき民族的要因について」:
平成10年8月11日医薬審第762号 厚生省医薬安全局審査管理課長通知 等

- 医療品・医療機器の承認審査員数は増加しているが、米国の約12分の1(日本:415名、米国4,911名
*日本は2011年度、米国は2009年度のデータ)。また、医療品上市までの日米間のドラッグ・ラグは約1.1年(2010年度)。
- 諸外国と比べ、国民の治験への参加意識が低いため、国内の治験データが集まりにくい(2007-2009年の3年間における治験実施数は、日本520名、米国5,584名)。



解決策(案)

- 医療品・医療機器の製造販売に際し必要な治験に関し、米国FDAに提出したデータの活用を可能とする等、相互承認を推進する。
- 薬事審査体制の強化により審査の迅速化を図る。
- 治験の重要性に関する普及啓蒙を行う。

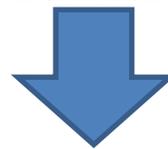
3.-(2) 業種別の要望(通信・IT分野)

現状(通信・IT分野)

○携帯電話の販売の際に、テレコムエンジニアリング・センター等第三者機関による日本独自の認証が義務付けられている。但し、EU・米国・シンガポールとの間では、電気通信機器の相互承認協定が締結されている。

※根拠法令

第三者機関による日本独自の認証の義務付け：
電気通信事業法第41条(電気設備の維持)等



解決策(案)

○通信機器の製造販売時に、電気通信事業法にて義務付けられている
認証・基準適合について相互承認を推進する。